平成 29 年 (2017 年) 6 月 7 日 厚 生 委 員 会 資 料 健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 担 当

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の拡充について

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)に対して、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ることを目的に、本事業を平成28年10月から実施している。新たに、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児(以下「医療的ケア児」という。)を対象者として拡大し、さらにサービスの向上を図る。

1 拡充内容

(1) 対象者

現行の対象者に加え、愛の手帳・身体障害者手帳の有無にかかわらず、以下の①~②のいずれかのケアを受けている18歳未満の医療的ケア児を介護する家族を追加する。

- ① 人工呼吸器管理(毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 含む)
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素吸入
- ⑤ 6回/日以上の頻回の吸引
- ⑥ ネブライザー 6回/日以上または継続使用
- ⑦ 中心静脈栄養 (IVH)
- ⑧ 経管(経鼻・胃ろう含む)
- ⑨ 腸ろう・腸管栄養
- ⑩ 継続する透析 (腹膜灌流含む)
- ① 定期導尿(3回/日以上)
- ② 人工肛門·人工膀胱

≪現行≫

原則として、以下の①~⑤のすべてに該当する重症心身障害児(者)を介護する家族

- ① 区内に住所があり、18歳に達するまでに次の②の状態になった方
- ② 重度の知的障害(愛の手帳1度または2度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)がある方
- ③ 在宅で家族による介護を受けて生活をしている方
- ④ 医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方
- ⑤ 医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

(2) 利用回数等の変更

① 利用回数

月2回までの利用を、月4回までの利用を可能とする。 ※ ただし、年間の利用回数上限(24回)は変わらない。

② 利用単位

1回あたり2時間から4時間までの範囲で、1時間単位での利用を、30分単位での利用を可能とする。

(3) 利用単位の変更に伴う利用者負担額

世帯の課税状況	在宅レスパイトサービス利用時間					医師指示
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	書作成料
生活保護受給•区民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(障害者)区民税所得割額16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円	70円
(障害児)区民税所得割額28万円未満	180円	220円	270円	310円	360円	30円
上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

2 実施方法

訪問看護ステーション(区内、区外)に委託して実施する。

3 開始時期

平成29年7月1日

4 周知について

現在、本事業を利用している方に対し、個別通知を行う他、区報、HP等で周知する。